

攻めのサービス産業等応援事業

のご案内

募集
期間

平成30年6月15日(金)から7月31日(火)

※締切日17:00必着

自社の強みやIoT等の先進技術を活かして行う**新規性の高い非製造業**
の取組に要する経費の一部を**最高500万円**まで補助します。

対象者

県内に事業拠点を有し、かつ県内で**1年以上事業実績**がある中小企業者

※ 一部の業種は対象外となりますので、実施要領を御確認ください。

対象事業

製造業以外であって、次のいずれかに該当する新規性の高い事業

①新商品・サービスの開発、生産、販売

(顧客を新たに獲得するため、ニーズに合った新商品を試作する取組等)

②サービス提供までのプロセスの改善等による生産性向上

(クラウドを活用して顧客管理のためのシステムを開発し、個別ニーズに対応したきめ細やかなサービス提供体制を実現する取組等)

③新分野進出

(卸売業者が小売業に進出など、産業分類の細分類を超えて行う新たな取組等)

※ () 内は一例です。対象となるかは、下記窓口までお問い合わせください。

※補助金の交付決定後(9月中旬以降予定)に実施する取組が対象となります。

補助率及び補助金額

区分	補助率	補助上限額
①中小企業者(②に該当する者を除く)	1/3以内	500万円
②小規模企業者又はベンチャー企業者	1/2以内	

※ 小規模企業者とは、応募時点で主に商業・サービス業を営んでいる場合は従業員が5人以下
その他の場合は従業員が20人以下の企業です。

補助対象期間

交付決定日から**12ヵ月以内**

応募書類提出先・問い合わせ先

秋田県産業労働部商業貿易課 商業・創業支援班

〒010-8752 秋田市山王三丁目1-1(県庁第2庁舎3階)

TEL:018-860-2244 FAX:018-860-3887 Email:com-tra@pref.akita.lg.jp

補助対象となる経費

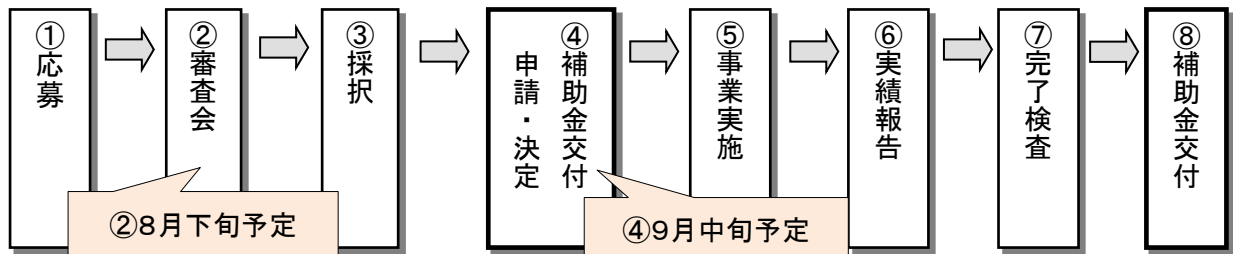
事業計画に基づき実施する取組に要する次の経費です。

①謝金	講師、専門家コンサルタント謝金。事業費全体の1/5まで。
②旅費	講師、専門家コンサルタント旅費。研修や展示会等に必要な従業員出張費用。
③研修・資格取得費	外部研修機関受講料、資格取得に係る受験料。
④需用費	事業の実施に必要な消耗品の購入に要する経費。
⑤役務費	運搬料、郵送料。事業実施のため臨時的に雇い入れた者に対する賃金・旅費。
⑥委託費	新商品試作費。技術研究・マーケティング委託費。事業費全体の1/2まで。
⑦外注費	補助事業者が直接実施できないものを外注するために必要な経費。
⑧使用料及び賃借料	新商品等の展示会出展、各種研修に係る会場料、展示什器・機械使用料。
⑨公的認証等取得経費	公的認証・品質表示等の取得に係る認定申請費用・認定審査費。
⑩原材料費	試作品の開発に必要な原材料及び副資材の購入に要する経費。
⑪機械器具等導入費	機械装置。車両及び運搬具。ソフトウェア。工具・機器及び備品。ただし、パーソナル・コンピュータや汎用性の高いものを除く。
⑫広告宣伝費	広告宣伝に要する経費。ただし、事業費全体の1/3まで。
⑬その他	知事が必要かつ適当と認める経費

※ 次に掲げる経費は補助対象となりません。

- 交付決定日より前に購入、設置、契約等をしたもの
- 飲食代
- 試作品以外の製品の原材料費、委託料、外注加工費
- 事務所経費、事務経費、その他経常的経費
- その他、事業実施に必要と認められないもの

応募から補助金交付までの流れ



※ 補助金は事業完了後の精算払いとなりますので、それまでに行う経費の支払いに必要な資金については、別途調達が必要になることをご留意ください。

※ 2ヵ年度にわたる場合は、2年目も④～⑧の手続を行います。

応募方法

①を作成し、②から⑤を添付して申請書類提出先まで郵送又は持参してください。申請書類は秋田県公式ウェブサイト産業労働部商業貿易課のページからダウンロードできます。

- ① 攻めのサービス産業等応援事業応募書（様式第1号～第4号）
- ② 直近3期分の財務諸表
（賃借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費内訳書）
- ③ 定款及び履歴事項全部証明書（個人事業者の場合は個人事項証明書）
- ④ 会社案内など、会社の概要がわかるもの
- ⑤ 経費の積算根拠となる参考見積書